



▲人権擁護活動シンボルマーク

みんなで築こう人権の世紀

相手の気持ち、考えてますか

人権と聞いて皆さんはどんなことを思い浮かべますか。「大切なもの」「守らなければならないもの」など、漠然としたイメージはあっても、改めて考えてみるとうまく説明できないという人も多いのではないのでしょうか。「人権を守ろう」という言葉は聞きますが、実際にどんなことに気をつければいいのか、少し考えてみませんか。

あなたの身の回りで こんなことはありませんか

人権とは「人間が人間らしく生きる権利」で、すべての人が生まれながらに持つ権利です。でも、これだけでは抽象的で分かりづらいので、具体例をあげてみましょう。あなたの身の回りで次のようなことはありませんか。

- ・みんなから仲間はずれにされている
- ・いじめやリンチなどを受けている
- ・体罰を受けている
- ・出身や社会的身分などで差別を受けている
- ・変なうわさをたてられて困っている
- ・家主や地主から一方的に追い立てられている
- ・障害を理由に差別や不当な扱いをされている
- ・配偶者からの虐待や離婚の強制を受けている
- ・女性というだけで不当な取扱いを受けている
- ・ひどい騒音、悪臭などに悩まされている

インターネットを通じた人権侵害

スマートフォンに切り替える人が増え、いつでもどこでも気軽にインターネットを利用できるようになりました。匿名による書き込みが可能なることを悪用して、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長したりするなど、さまざまな人権問題が起きています。

相手の気持ちになって考えて

人権は誰にでもあるものです。自分にもありますし、相手にもあります。自分の権利だけ主張していると、知らずに相手の人権を侵害してしまうこともあります。こうならないためにも、「自分がもし相手の立場だったら」と考えて行動することが大切です。

日常の何気ない言動が人権を侵害していないか、もう一度考えてみましょう。

人権イメージキャラクター



▲人KENまもる君 ▲人KENあゆみちゃん

人権イメージキャラクターの「人KENまもる君」と「人KENあゆみちゃん」は、漫画家やなせたかしさんのデザインで誕生しました。

2人とも、前髪が「人」の文字、胸に「KEN」のロゴで、「人権」を表しています。

一人で悩まないで まずは相談しましょう



「人権侵害を受けている」、「人権問題に関わるのでは」と思ったときは、気軽にご相談ください。

■特設人権相談所を開設

千葉地方法務局と船橋人権擁護委員協議会では、「特設人権相談所」を開設します。いじめや家庭問題など人権上の問題や悩みごとがある場合は当日直接会場へお越しください。

▶日時 6月2日(月)午前10時～午後4時

▶場所 福祉センター4階 ▶相談員 人権擁護委員、法務局職員

■市役所の人権・悩みごと相談

毎月第2木曜日午後1時～4時に市役所第3相談室で人権擁護委員2人が相談に応じます(6月と12月は日時、場所が異なります)。

人権相談の日時は、広報やちよ1日号の6ページ「相談案内」に毎月掲載しています。お問い合わせは、健康福祉課☎483-1151へ。

■電話でも相談できます

- ・全国共通人権相談ダイヤル☎0570-003-110
- ・子どもの人権110番☎0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン☎0570-070-810
- ・千葉地方法務局船橋支局☎047-431-3681

※いずれも祝日を除く月曜～金曜日午前8時30分から午後5時15分まで

■人権擁護委員は身近な相談相手

人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。人権についての正しい考えを広めるとともに、私たちの人権が侵されないように見守り、人権侵害が起きた場合には、被害者の救済を図ります。身近な相談相手として、生活の安全、児童の虐待やドメスティックバイオレンス、差別や学校でのいじめなど、皆さんの人権に関する相談にも応じます。

◆人権擁護委員

土屋 吉弘	平野 公子	林 眞晟	須堯 福美
平倉 英輔	齋藤 博	望月 利男	木村 恵子
豊田 正昭	豊田 徳子		

ささいな一言や行動が人権侵害につながることも

ある日のことです

祖母：「今度、生け花教室を開こうと思うの」
 父親：「今さらそんなことしなくても」
 母親：「そうよ、お母さん、年を考えてください」
 子ども：「年をとると、自分のしたいことをしてはいけないの？」



仕事や社会参加に意欲を持っている高齢者は多くいます。あなたが年齢を理由に社会参加の機会を奪われたり、自由に意見が言えなかったりしたらどのように思うでしょうか。みんながいきいきと過ごせる方法を考えてみませんか。

マンションの一室に住む家族の会話です

母親：「今度うちの隣に外国の人が入るんですって」
 父親：「どこの国の人かな」
 母親：「言葉や習慣が違うんでしょ。うまくやっていけるかしら」
 子ども：「どうして心配なの？学校にいる外国人の先生はとても楽しいよ」



異なる文化や習慣などで外国人を敬遠することはいいですか。外国人による犯罪が報じられると、短絡的にその国の人すべてが悪いという言い方をする人もいます。偏見にとらわれず、お互いに認め合う多文化共生社会を実現しましょう。

8月9日(土)の人権スポーツ教室に参加してみませんか



プロバスケットボールチーム「千葉ジェッツ」の選手によるバスケットボール教室を開催。プレーだけでなく、チームワークの大切さや相手を思いやる心を伝えます。教室の参加者には、選手との記念撮影やサイン会も行います。対象



は市内在住または在学の小学校4年生～6年生で、事前に申し込みが必要です(抽選80人)。選手による人権トークショーも行います。トークショーや教室の観覧は自由です。

▶日時 8月9日(土)午後1時30分～4時30分。午後1時から受け付け ▶場所 市民体育館 ▶参加費 50円(保険代) ▶申し込み はがきか市内小学校に配布する申込用紙に、氏名・学年・性別・住所・電話番号・学校名・バスケットボール経験の有無・ボールの有無・保護者氏名・家族観覧の有無・選手への質問を記載し、〒276-8501市役所健康福祉課へ郵送。申し込み期間は6月1日(日)～20日(金)です。申込用紙は市ホームページからダウンロードもできます

お問い合わせは
健康福祉課☎483-1151へ